

和解契約書(一部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、X2、X3、X4、X5及びX6(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の損害期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点(生命・身体的損害に関する慰謝料、通院交通費及び診断書取得料その他実費並びに財物損害を含むがこれに限らない。)については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 損害項目

①避難費用交通費

(X1 6万2000円、X4 3万4000円)

②家財道具移動費用(X1 1万円)

③一時立入費用(X1 12万円)

④精神的損害(X4以外 各90万円、X4 92万円)

⑤その他別紙記載の損害(X1 108万0490円)

⑥就労不能損害(X4 108万3155円)

(2) 期間 平成23年3月11日から平成23年11月末日まで

2 和解金額

被申立人は、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人X1に217万2490円、X4に203万7155円、X2、X3、X5及びX6にそれぞれ90万円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金の一部として合計280万円を支払済みであることを確認し、この既払い金280万円全額について第2項記載の和解金額合計780万9645円と清算する。

4 支払方法

(省略)

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年9月19日

(仲介委員 竹原虎之助)

別紙

・布団セット	28,800円
・布団カバー	8,880円
・毛布	13,680円
・シーツ	7,680円
・枕	5,880円
・コタツ (大型)	19,800円
・コタツ布団・敷布	9,800円
・コタツ (小型)	5,800円
・コタツ布団・敷布	4,800円
・テレビ (32型) (〇〇) 製	32,800円
・テレビ台 (簡易型)	2,800円
・テレビBSアンテナセット	5,980円
・冷蔵庫	34,800円
・電子レンジ	5,980円
・電気ポット	4,800円
・洗濯機	27,800円
・掃除機	7,980円
・加湿器	6,800円
・ガスコンロ	7,800円
・炊飯器	9,800円
・電磁掛け時計	3,480円
・照明機器	14,400円
・カーテン	17,140円
・自転車	19,600円
・自転車 (6段変速ギヤ付)	24,000円
・衣服、下着	180,000円
・料理用容器、生活用小物	50,000円
・タイヤ代	58,290円
・エアコン	45,000円
・カーポート	99,600円
・カーテン	19,020円
・「南相馬市避難先での物品購入費」	20,000円
・平成23年3月～7月分までの家賃	277,500円

和解契約書(一部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、X2、X3、X4、X5及びX6（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、下記以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- (1) 損害項目：申立人X2の生命身体的損害に関する一切の損害（治療費、文書料、慰謝料を含むがそれに限らない） 100万円
期 間：自 平成23年3月11日
至 平成23年12月20日
- (2) 損害項目：避難費用（家賃相当額） 月額5万円
期 間：自 平成23年8月1日
至 X5所有に係る双葉郡富岡町所在の自宅建物につき被申立人から賠償金を受領する月まで

2 支払方法

（省略）

3 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月28日

（仲介委員 竹原虎之助）